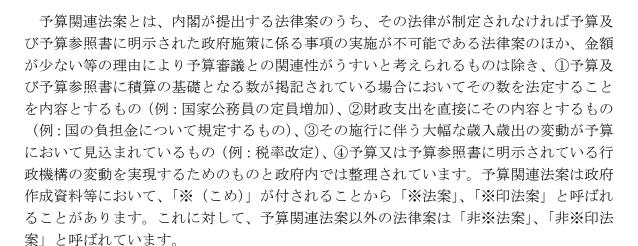


予算関連法案



予算関連法案の提出時期については、「おおむね予算とともに提出されるのが例であるが、多少遅れることもある。」(衆議院先例集 167)とされていますが、実際にはおおむね 2 月上旬から中旬が提出期限とされることが多くなっています。第 193 回国会(平成 29 年)に関しては、平成 29 年度予算が召集日の 1 月 20 日に提出されたのに対して、予算関連法案は最初が 1 月 31 日に提出され、最後は 2 月 28 日に提出されました。

予算関連法案は、毎年常会に 20 件から 30 件程度が提出されています。予算が憲法第 60 条第 1 項の規定により衆議院に提出しなければならないことから、予算関連法案についても、「先に衆議院に提出されるのを例とする。」(衆議院先例集 166) とされていますが、第 177 回国会(平成 23 年)の「電波法の一部を改正する法律案」のように参議院に提出された例もあります(参議院先例録 155)。

予算関連法案は、その性格から税法のように予算審査と並行して審査されるなど、予算と同一会期内に成立することが期待されていますが、実際には予算成立後に順次審査されていく法律案も多くあるため、中には提出された国会で成立せず、次国会に継続審査となった例や審査未了となった例もあります。継続審査となった例としては、近年では第 189回国会(平成 27 年)に提出された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が衆議院において継続審査となり、第 24回参議院議員通常選挙を経て、第 192回国会(平成 28 年)で成立しました。また、審査未了となった例としては、最近では第 180回国会(平成 24 年)の「平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案」があります。同法律案は、衆議院の審査中に内閣による修正の手続が取られ、題名が「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」に修正されましたが、参議院で審査未了となり、同年の第 181回国会に内閣修正後の題名で提出されため、臨時会に予算関連法案が提出される珍しい例となりました。

いい かずや (飯 和哉・議事部議案課)